JTDNA®

認定事業と認定事業者について

平成２６年３月１日

特定非営利活動法人　日本テクニカルデザイナーズ協会

認定事業と認定事業者について【平成26年3月1日改訂】

当協会は、基幹事業である「PL 対策の普及啓発」を通して製品事故をなくし、結果として「消費者の安全を確保する」ことを目的として、活動しています。
協会の認知度が向上し、当協会の PL 対策に関して、さまざまなご相談が数多く寄せられます。具体的には、実際に事故を起こした事業者や事故の被害者の相談・事業者内で PL 対策を進めるための相談・取扱説明書やカタログなどの検証及び実務相談・社員研修の要望等です。ただし、これらの事業は協会の公益事業とは異なる一般事業分野になるため、一般事業の増加は税制上も問題となります。

このため平成 24 年に、これらの一般事業を「協会の管理下」で実施するための事業者を、「認定事業者」として理事会承認しました。その後、認定事業者の認証・事業内容の取り決め等に関する公平な判断を期すべく、第三者委員会「認定委員会」を平成 25 年 4 月に組織しました。同年 6 月より隔月ごとに委員が集まり、認定事業者基準の見直し・認定事業者の資格と事業内容の評価・組織や体制・委託事業等に関する協議を重ねました。以後、計 5 回の会議を経て、認定事業者の認定基準及び求める資質判断・費用等について以下のように決定しました。

平成26年3月1日

特定非営利活動法人　日本テクニカルデザイナーズ協会
〒171-0021 東京都豊島区西池袋3−22−5パークスビル2F
電話　03−5875−6175
メール　c-japan@jtdna.or.jp
公式サイト　http://www.jtdna.or.jp

****

認定事業者規約

****

平成 24 年 7 月に発表した「認定事業者規約」は、本日を以て効力を停止する。
これは、平成 26 年 2 月 15 日の認定委員会において設定された新たな認定条件等が、平成 26 年 2 月 17 日の理事会において承認要請・可決されたことで、当初の目的を達成したことによる。
これを承け、新たな「認定事業者規約」を、平成 26 年 3 月 1 日より適用することとする。
今回の規定の移行に伴い、平成 26 年 2 月 15 日の認定委員会において現行の認定委員会の種別判断を実施、査定結果を平成 26 年 2 月 17 日の理事会に提出・承認を経て、新たな「認定事業者証明書」を発行し、平成 26 年 3 月 1 日より有効とするものである。

なお、下記については新たな認定条件下でも有効とし、認定委員会は査定条件に組み入れることとする。

ー記ー

(1)認定委員会により認定された事業者は、所定の手続きを経て「JTDNA 認定事業者」として登録されます。
(2)認定事業者は、いかなる場合も本規約を遵守しなくてはなりません。もしこれに反し、他者に不利益が発生することが予見・判明し、本人の無過失証明が得られない場合は、認定を抹消することもあります。
(3)この内容は、予告なく変更・改訂することがあります。なお、最新情報は当協会 SNS に開示します。
(4)当協会に関連するすべての守秘義務や著作権等の基本事項
(4)-1 個人情報の扱いについて
当協会が別途定める「プライバシーポリシー」に準じます。
(4)-2 モラルについて
認定事業者は、社会のモラルを遵守した行動をお取りください。
万一、苦情等が発覚し悪質であると当協会が判断した場合は、認定登録を抹消する場合があります。

(4)-3 損害賠償について

当協会に関連するすべての帳票書類や会員データ・制作データ等の著作権・所有権は、当協会に帰属しています。認定事業範囲を超えた無断使用や情報漏洩、無断複写複製・転記転載等は、すべて法律的な賠償責任を負います。

また、認定事業者が第三者に情報を漏洩したことにより、当協会に損害賠償責任が生じた場合、当協会は、重大な法律違反としてその損害のすべてを認定事業者に請求します。その場合、当事者はいかなる場合も請求を拒否することはできません。予めご了承ください。

(5)その他

- 当該規約は、本日より当協会が通達する改廃通知日時まで有効とします。
- 当該規約は、当委員会及び当協会関連会社・団体に不利益のない状態で運用致します。

平成 24 年 3 月 12 日策定
平成 24 年 7 月 23 日改訂
平成 26 年 3 月 1 日改訂

Ⅰ 認定事業者の種別について

本日以降、委託内容により「認定事業者」の格付け(1 種～3 種)を実施する。これは、より多くの事業者が多様に参画し、本質的な PL 対策を普及するための取組みである。
同時に、例外なく「非製造業賛助会員」として登録されることとする。なお、平成 26 年 1 月:現在ですでに賛助会員となっている場合は、非製造業賛助会員として承認する。

【1種認定事業者】
①委託業務内容
・事故相談(事業者及び被害者)
・PL 対策の相談対応と具体的支援
・PL 検定の実施
・取扱説明書改善などの相談と改善アドバイス
・広告媒体のコンプライアンス上の相談と改善アドバイス
・証明印申請及び受け渡し

・新規認定事業者の指導・講習
・セミナーや懇談会・専門講習などの開催や正会員の指導等
②認定要件
・賛助会員として協会事業全体を把握し、セミナーや講習等に積極的に参加、開催協力を行うこと。
・インストラクター2名以上、PL アドバイザー・テクニカルデザイナーがそれぞれ2名以上所属し、協会と連携できる体制を整備していること。ただし、「上記体制を 1 年以内に整備することを、その指導を担当する 1 種認定事業者の報告書を以て確認できること」を条件として、認定委員会は認定申請を受理する。

【2種認定事業者】
①委託業務内容
・賛助会員の相談対応
・取扱説明書改善などの相談と具体的支援
・PL 対策の相談対応と具体的支援
・PL 検定の実施
・証明印申請受け渡し
②認定要件
・賛助会員として協会事業全体を把握し、セミナーや講習等に積極的に参加、開催協力を行うこと。
・インストラクター1名以上、PL アドバイザー・テクニカルデザイナーがそれぞれ1名以上所属し、協会と連携できる体制を整備していること。ただし、「上記体制を 1 年以内に整備することを、その指導を担当する 1 種認定事業者の報告書を以て確認できること」を条件として、認定委員会は認定申請を受理する。
・遅くとも2年度目からは、3種認定事業者の認定業務サポートを行えること。

【3種認定事業者】
①委託業務内容
・PL 検定の実施
・証明印申請取り次ぎ
・PL 対策の相談取り次ぎ
②認定要件（各項目理事会で承認必要）
・賛助会員として協会事業全体を把握し、セミナーや講習等に積極的に参加、開催協力を行

うこと。

・インストラクター1名以上、正会員が2名以上所属し、協会と連携できる体制を整備していること。ただし、「上記体制を１年以内に整備することを、その指導を担当する１種または２種認定事業者の報告書を以て確認できること」を条件として、認定委員会は認定申請を受理する。

Ⅱ　費用について（表示金額には消費税は含まない）

【認定事業者申請】

調査費　50,000円（調査の結果、認定条件に合わない場合も返金はしない）

認定証発行費用　30,000円（内容変更、再発行は15,000円）

【認定後の費用】

① 費用

1種認定事業者研修　初年度　300万円　次年度以降毎年15万円

2種認定事業者研修　初年度　150万円　次年度以降毎年10万円

3種認定事業者研修　初年度　　60万円　次年度以降毎年　5万円

② 諸条件

- 認定事業者が共同運営しているトリセツデータナビの費用については、上記に含まないので、各事業者ごとに必要可否を判断し、費用を当事者間で取り決めること
- 上記の研修内容やその成果などの結果について、当協会は関与しない。
- 認定委員会は、認定事業者の運営状況等に鑑み、独自に立ち入りもしくは報告を求めることができる。その上で実態調査や聞き取りを実施し、その結果を以て認定の継続に関して適正に判断する。
- 認定委員会より改善指導があった場合は、いかなる場合も例外なくその改善に勤め、自社内で対応できない場合は、認定委員会にその旨を報告し、対応を相談することとする。

Ⅲ　認定の証

① 認定を受理した場合、認定委員会は当協会に対し、認定事業者証明書発行を指示する。

② これを受け、当協会は遅滞なく証明書を交付する。

③ 以後、認定事業者の都合で、社名変更等証明書の表示内容と相違が生じる場合は、遅滞なく当協会に申し出て、再発行を依頼する（再発行費用は事業者負担）。

④ 認定事業者は、名刺やホームページ・パンフレットなどに認定事業者としての表示を行う場合、必ず認定番号を併記すること。

平成26年2月24日

認定委員会
委員長　柘植 由秀　　公印略
認定委員　高江洲 義彦
認定委員　佐藤 聡